

住民各位

玉川村長 須 釜 泰 一
(公 印 省 略)

家屋異動調査について（お願い）

家屋※に係る固定資産税は、毎年1月1日を基準日として、家屋の所有者に課税されます。

今回の調査は、令和9年度の固定資産税算定に向け、家屋の異動状況等を把握するために実施するものです。

つきましては、家屋の新築・増改築・取り壊し等の異動状況について（予定を含む）、本紙裏面の『家屋異動取りまとめ表』にご記入のうえ、下記によりご報告くださいますようお願い申し上げます。

なお、今回の調査でご報告いただいた家屋につきましては、後日、村税務課職員が現地へお伺いし、調査させていただきます。

公平かつ適正な課税のため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 提出期限 令和8年8月21日（金）

2. 提出場所 玉川村役場 税務課 （1階 3番窓口）

※「家屋」・・・住宅、店舗、事務所、工場、倉庫、物置等を指します。

課税対象の家屋となる要件には主に以下の3つがあり、個々の家屋の実態や利用状況等を考慮し判断されます。

- （1）外気分断性：屋根及び周壁又はこれに類するもの（外壁）で外気から遮断された空間を持っていること。
- （2）土地への定着性：一般的には、基礎などで土地に定着していること。
- （3）用途性：住居、事務所、店舗など、その目的とする用途に使用可能であること。

裏面へ続きます

『家屋異動 取りまとめ表』（令和8年1月～12月末までの異動が対象）

氏名	住所・連絡先	※「1 異動がある」場合、該当項目（ア、イ、ウ）を○で囲み、 完了（予定）月や建物の種類について記入してください。			
	大字 字 番地 (TEL —)	1 異動がある ⇒ 2 異動がない	ア 新築(月 完成・予定) 住宅・物置・その他()	イ 増改築(月 完成・予定) 住宅・物置・その他()	ウ 取り壊し(月 完了・予定) 住宅・物置・その他()

【記入内容】
令和8年1月から12月末日までの期間を対象に、上記報告書の該当する項目に○印をご記入ください。

・異動がある場合は、**① 異動がある⇒** ア 新築 イ 増改築 ウ 取り壊し
(※ア、イ、ウのそれぞれ該当する項目に○印)

・異動のない場合は、**② 異動がない**

※新築・増改築・取り壊し等のある家屋で、村税務課職員による家屋調査が済んでいない家屋や、過去に倉庫・物置等を取り壊していたが、報告が漏れていた場合なども記入してください。
(詳しくは、下記をご覧ください)

家屋を建てたとき、壊したときは

1. 家屋を建てたとき

➡『家屋異動とりまとめ表』の「1 異動がある ア 新築」に○をつけ、
連絡先、完成（予定）日をご記入ください。

■ 新しく家屋※を建てた場合、その翌年度から当該家屋の固定資産税が課税されます。
また、税額算出のため、家屋調査（現地確認）をさせていただきます。

2. 家屋を増改築したとき

➡『家屋異動取りまとめ表』の「1 異動がある イ 増改築」に○をつけ、
連絡先、完成（予定）日をご記入ください。

■ 家屋を増改築した場合、その翌年度から当該増改築部分の固定資産税が課税されます。
新しく家屋を建てた場合と同様に、税額算出のため家屋調査をさせていただきます。

3. 家屋を壊したとき

➡『家屋異動取りまとめ表』の「1 異動がある ウ 取り壊し」に○をつけ、
連絡先、取り壊し完了（予定）日等をご記入ください。

■ 家屋を取り壊した場合、その翌年度から当該家屋の固定資産税はかからなくなりますので、
次の手続きを行ってください。

① 登記されている家屋を取り壊した場合
役場への届出とは別に、法務局で滅失登記の手続きを行っていただく必要があります
(滅失登記完了後、法務局から役場に通知されます)。
※年内に滅失登記が完了しない場合は、村税務課までご連絡ください。

② 登記されていない家屋を取り壊した場合
村税務課へ「家屋滅失届」を提出してください。
様式は村税務課窓口に備え付けてあります。

- ・令和8年1月2日～令和9年1月1日に完成した家屋（増改築含む）→ 令和9年度から課税
- ・令和8年1月2日～令和9年1月1日に取り壊された家屋 → 令和9年度から課税されません

【お問い合わせ先】
玉川村役場 税務課 固定資産税係 TEL：0247-57-4622